

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 2 月 2 日提出
【計算期間】	第 5 期計算期間 (自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日)
【ファンド名】	フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

マネービルダーは、リスク水準が異なると考えられる3本のファンド（「フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド」、「フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド」、「フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド」）から構成されています。

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として、日本、米国、欧州の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式および米ドル建てならびにユーロ建ての債券に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を増額することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式および債券の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 (株式(一般), 債券(一般))		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産(投資信託証券)... 目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。

資産複合(株式(一般), 債券(一般))... 目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものの複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分固定型... 目論見書又は投資信託約款において、株式および債券の複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回... 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

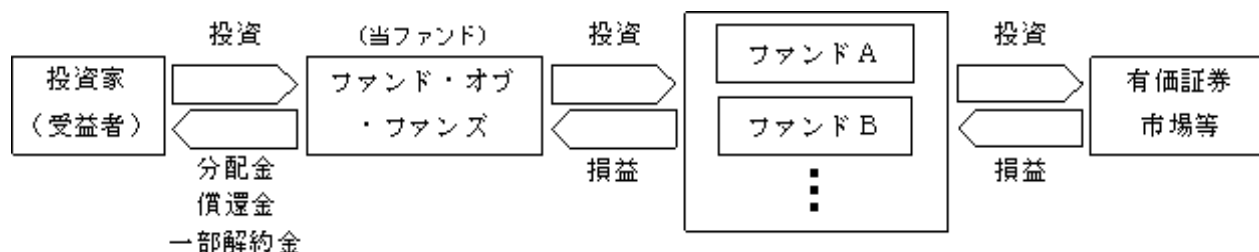
日本、北米、欧州... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本、北米地域および欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし... 目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（参考）ファンド・オブ・ファンズの仕組み



ファンドの特色

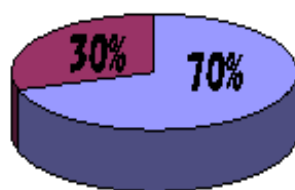
- ご投資家の運用スタイルやリスク水準に応じて、資産配分比率の異なる3つのファンドから選択できます。各ファンドは、いずれも主として、「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」（いずれもルクセンブルグ籍証券投資法人）（以下総称して「投資対象ファンド」*）といえます。）に投資を行います。

* 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

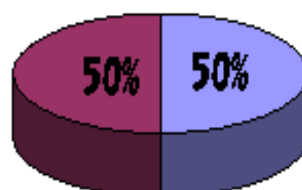
- 投資対象ファンドへの投資を通じて、主として日本、米国、欧州の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式および米ドル建てならびにユーロ建ての債券（共に主として投資適格債券）に分散投資を行ないます。

- 各ファンドにおける、各投資対象ファンドへの基本配分比率は概ね以下を原則とします。投資対象ファンドの組入比率は原則として毎月リバランスを行ない、基本配分比率に調整します。

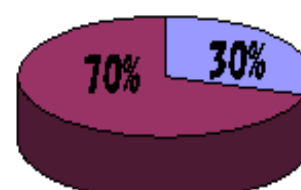
フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド



フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド



フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド



国内外の株式



海外の債券

基本配分比率

(1)フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

投資対象ファンド	投資比率
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	23.3%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	23.3%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」	23.3%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」	15%

「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」	15%
------------------------------	-----

(2) フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

投資対象ファンド	投資比率
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	16.7%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	16.7%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」	16.7%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」	25%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」	25%

(3) フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

投資対象ファンド	投資比率
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	10%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	10%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」	10%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」	35%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」	35%

- 国内外株式や海外債券の指数を合成した複合ベンチマーク（円ベース）を運用目標とします（ベンチマークとの連動をめざすものではありません。）。
- 投資対象ファンドにおける株式部分については、綿密な個別企業分析により、将来の利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。分析にあたっては、フィデリティ*の世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドにおける債券部分については、フィデリティのアナリストによる、債券の構造、価格水準、トレーディング機会、発行体のクレジット等の分析を活用して銘柄の選別を行ない、リスクを抑えた運用を行ないます。

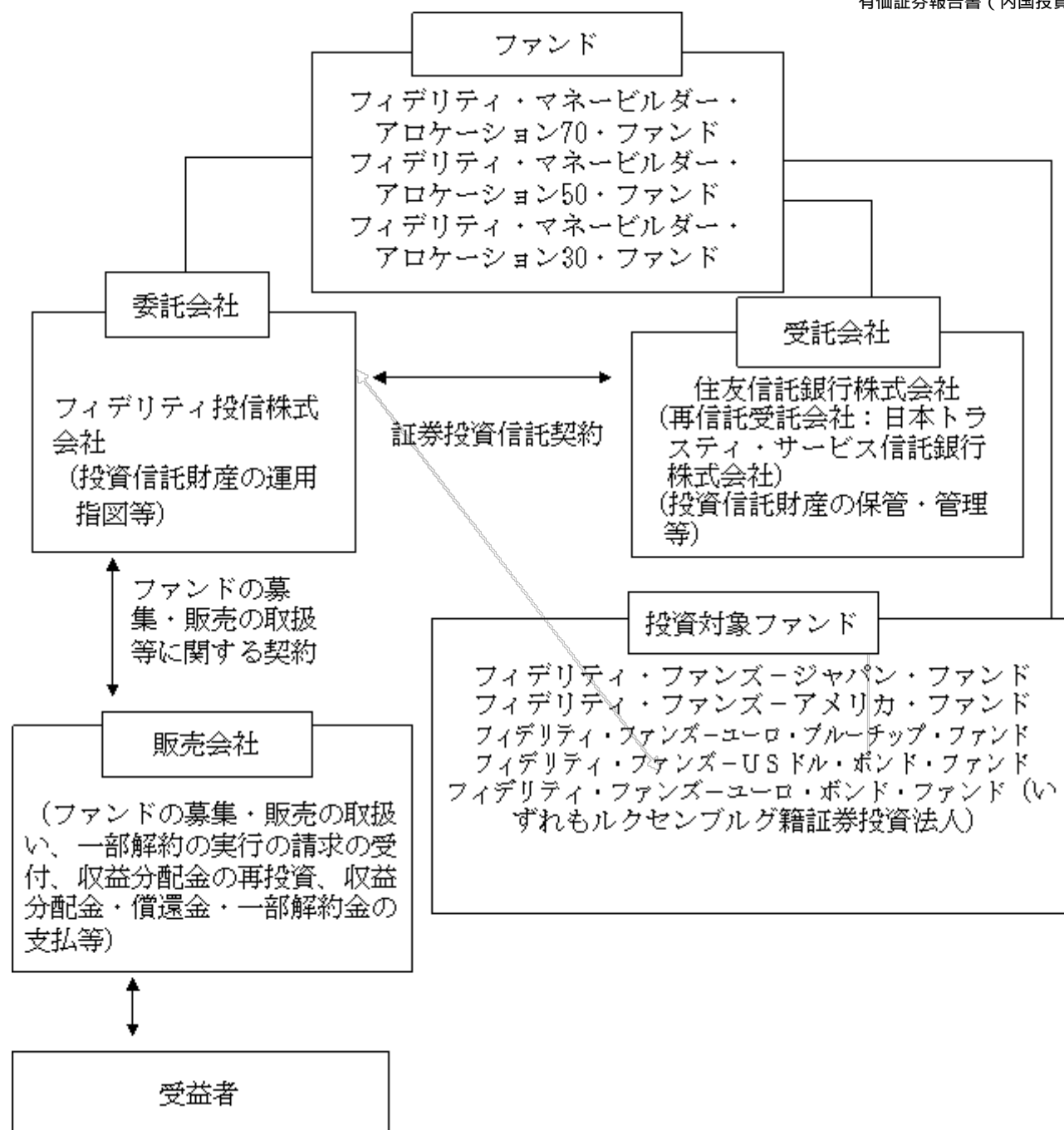
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

*FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信

託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年11月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

（2009年11月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

- 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

- FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）*は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。
* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a)主として、日本、米国、欧州の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式および米ドル建てならびにユーロ建ての債券を主要投資対象とする投資信託証券（以下、総称して「投資対象ファンド」といいます。）に投資を行ないます。
- (b)各ファンドの投資対象ファンドへの基本配分比率は以下の通りとします。ただし、基本配分比率を見直すことがあります。

投資対象ファンド	マネービルダー 70	マネービルダー 50	マネービルダー 30
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	23.3%	16.7%	10%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	23.3%	16.7%	10%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ ファンド」	23.3%	16.7%	10%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファ ンド」	15%	25%	35%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファン ド」	15%	25%	35%

- (c)投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンドから外れたり、新たに投資対象ファンドとして指定されることがあります。
- (d)組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- (e)資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク*

各ファンドのベンチマークは、それぞれ、以下の国内外株式や海外債券の指数を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)とします。

1. フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

ベンチマーク	構成割合
TOPIX（配当金込み）	23.3%
S & P 500 インデックス	23.3%
MSCI EMU インデックス	23.3%
バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・U Sコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス	15%
バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・EMUラージ・キャピタライゼーション・インベストメント・グレード・インデックス	15%

2. フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

ベンチマーク	構成割合
TOPIX（配当金込み）	16.7%
S & P 500 インデックス	16.7%
MSCI EMU インデックス	16.7%
バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・U Sコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス	25%
バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・EMUラージ・キャピタライゼーション・インベストメント・グレード・インデックス	25%

3. フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

ベンチマーク	構成割合
TOPIX（配当金込み）	10%
S & P 500 インデックス	10%
MSCI EMU インデックス	10%
バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・U Sコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス	35%
バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・EMUラージ・キャピタライゼーション・インベストメント・グレード・インデックス	35%

* ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資先の市場の構造変化等によっては、ファ

ンドのベンチマークを見直す場合があります。

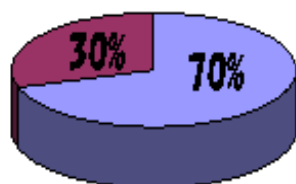
MSCI EMU インデックスとは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社（MSCI社）の算出する、ユーロ圏11カ国（2009年11月末現在）の株式の動きを示す指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行なわれますので変動することがあります。

MSCI EMU インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI社に帰属しております。MSCI社が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI社は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI社は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

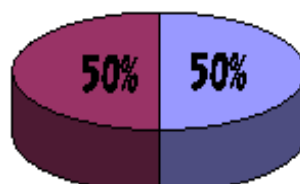
運用方針

- ご投資家の運用スタイルやリスク水準に応じて、資産配分比率の異なる3つのファンドから選択できます。各ファンドは、いずれも主として、「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」（いずれもルクセンブルグ籍証券投資法人）に投資を行ないます。
- 投資対象ファンドへの投資を通じて、主として日本、米国、欧州の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式および米ドル建てならびにユーロ建ての債券（共に主として投資適格債券）に分散投資を行ないます。
- 各ファンドにおける、各投資対象ファンドへの基本配分比率は概ね以下を原則とします。投資対象ファンドの組入比率は原則として毎月リバランスを行ない、基本配分比率に調整します。

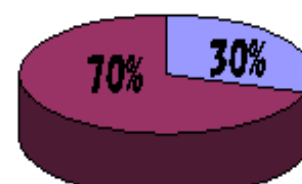
フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド



フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド



フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド



国内外の株式



海外の債券

(1)フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

投資対象ファンド	投資比率
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	23.3%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	23.3%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」	23.3%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」	15%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」	15%

(2)フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

投資対象ファンド	投資比率
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	16.7%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	16.7%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」	16.7%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」	25%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」	25%

(3)フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

投資対象ファンド	投資比率
「フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド」	10%
「フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド」	10%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド」	10%
「フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド」	35%
「フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド」	35%

- 国内外株式や海外債券の指数を合成した複合ベンチマーク（円ベース）を運用目標とします（ベンチマークとの連動をめざすものではありません。）。
- 投資対象ファンドにおける株式部分については、綿密な個別企業分析により、将来の利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。分析にあたっては、フィデリティの世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドにおける債券部分については、フィデリティのアナリストによる、債券の構造、価格水準、トレーディング機会、発行体のクレジット等の分析を活用して銘柄の選別を行ない、リスクを抑えた運用を行ないます。
- 投資対象ファンドにおいては、ポートフォリオ構築にあたり、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいいます。）
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- １．デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- ２．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として投資対象ファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）
- ３．コマーシャル・ペーパー
- ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から３．の証券または証書の性質を有するもの
- ５．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ６．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ７．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ８．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ９．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１．および２．の証券または証書、４．の証券または証書のうち１．または２．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、５．の証券および６．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2．外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を行なうことを指図することができます。
- 3．投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

投資対象ファンドの概要（2009年11月現在）

注）下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ジャパン・ファンド
英文名	Fidelity Funds - Japan Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/オープンエンド型/円建て
主な投資対象	日本の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス・エイ。
投資目的	主として、日本の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて、分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド
英文名	Fidelity Funds - America Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/米ドル建て
主な投資対象	米国の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス・エイ。
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて、分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド
英文名	Fidelity Funds – Euro Blue Chip Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/オープンエンド型/ユーロ建て
主な投資対象	EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス・エイ。
投資目的	主としてEMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式に投資を行ない、長期的な元本の成長を図ることを目標とします。新たな加盟国が追加された場合、かかる加盟国も投資対象となることがあります。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて、分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds - US Dollar Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/オープンエンド型/米ドル建て
主な投資対象	米ドル建ての債券を主要投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス・エイ。
投資目的	米ドル建ての債券に主として投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10％を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：0.75％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて、分配を行なう方針です。

注）管理報酬は0.75％となっていますが、代行手数料相当分である0.375％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds – Euro Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/オープンエンド型/ユーロ建て
主な投資対象	ユーロ建ての公社債を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス・エイ。
投資目的	主としてユーロ建ての公社債に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10％を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：0.75％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて、分配を行なう方針です。

注）管理報酬は0.75％となっていますが、代行手数料相当分である0.375％については、ファンドに割戻しを行ないます。

（３）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

投資対象ファンドの運用体制は以下の通りです。

運用プロセス

■ フィデリティの株式運用

● 投資アイディア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイディアを発掘します。

● 企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者（ＣＥＯ）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、５段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

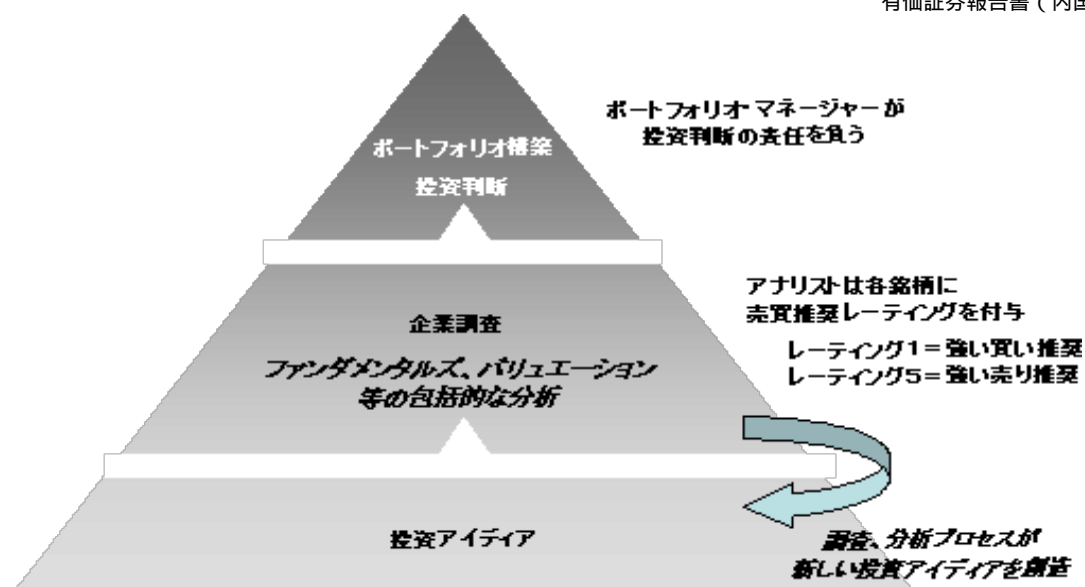
フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

● 投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

業種別配分は、基本的に個別銘柄選択の積み上げの結果です。

ファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。



■ フィデリティの債券運用

● 債券運用アプローチ

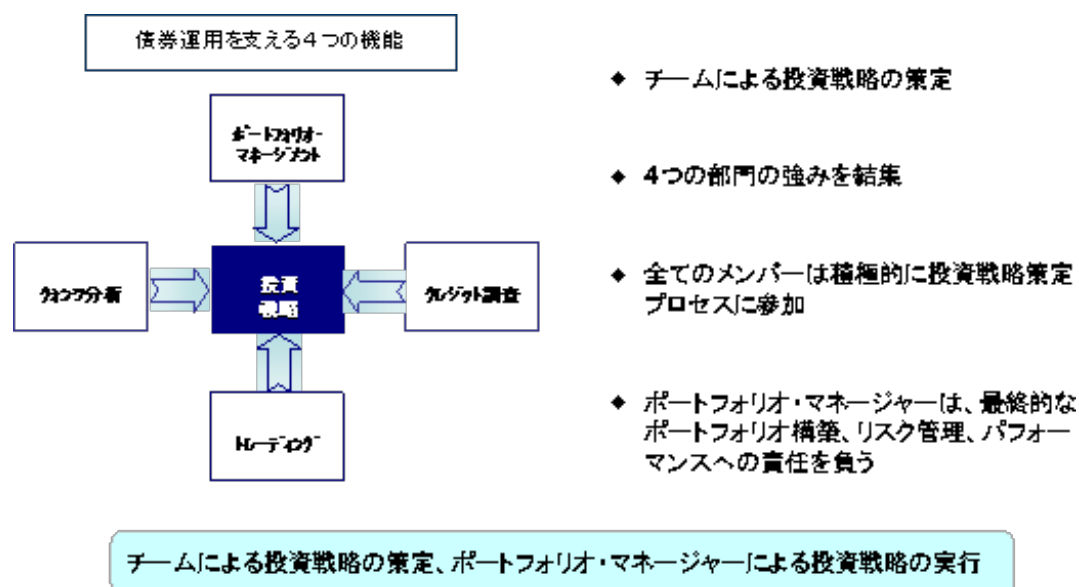
フィデリティは、投資適格債券の運用においては、過度なリスクをとることなく一貫して安定した付加価値を創出することを目的とした、リスク・コントロールされたアプローチを採用しています。

つまり、一般に常に正しい予測を行なうのが困難とされる為替や金利動向などのマクロ予測に基づく運用を行なうのではなく、調査・分析により運用成功の確率が高くなる複数の戦略を積み重ねることにより、リスクを軽減し、コンスタントに安定的な付加価値を創出することを目的としています。

社内の債券専任アナリストによるトップ・ダウン（市場/種別アロケーション、イールド・カーブ・アロケーション、セクター・アロケーション）とボトム・アップ（発行体信用リスク分析、銘柄のバリュエーション分析）の両プロセスを組み合わせたアプローチに基づき、運用を行ないます。

● ポートフォリオ構築プロセス

ポートフォリオの構築は、ポートフォリオ・マネジメント（運用）、クレジット調査（発行体の信用力分析）、クォンツ分析（計量分析）、トレーディングの4つの部門の強みを結集したチーム・アプローチにより支えられています。



債券を発行する企業の信用力分析にあたっては、債券専任のアナリストが発行体企業の経営陣と直接ミーティングを行なう他、業界、競合他社に関する調査に基づき、独自の財務、キャッシュフロー分析等を行ないます。さらに、フィデリティ内株式アナリストによる企業調査分析結果も共有され、グローバルな、資産クラスを超えての調査面での連携体制が整備されています。

フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2009年9月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	105	56	16	26	203
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
アナリスト	株式	230	96	36	47	409
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	64	19	2	5	90
トレーダー	株式	42	13	0	15	70
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	30	9	0	4	43
合計		537	200	54	99	890
運用に関するコンプライアンス部門		50	8	5	10	73

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの運用哲学

- 株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

- 債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

投資対象ファンドの法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年10月31日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (c) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- (d) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (e) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (f) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

(1) 投資リスク

ファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式や海外債券を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組入れた株式、債券その他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。ファンドは、原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。また、投資対象ファンドが組入れた株式、債券その他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入れた株式や債券の価格の下落あるいは組入れた株式や債券の発行会社の倒産ならびに財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益は全て受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

カンントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

なお、有価証券の価格変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンドおよび投資対象ファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドおよび投資対象ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドおよび投資対象ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

金利リスク

金利の変動を受けて債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。金利が上昇した場合、債券価格の下落に伴い、債券に主として投資を行なう投資対象ファンドの基準価額が下落し、これに伴いファンドの基準価額も下落することがあります。

期限前償還リスク

債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

ボトム・アップ・アプローチに関するリスク

主として株式に投資を行なう投資対象ファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。国別配分、通貨配分および業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの国別配分、通貨配分および業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよび投資対象ファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体やベンチマークの動きと大きく異なる場合も想定されます。

運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針（1）投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2010年2月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

有価証券先物取引等のリスク

投資対象ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

投資対象ファンドの法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は2.10%（税抜き 2.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

マネービルダーを構成するファンドの換金による手取額をもって、換金のお申込と同時にマネービルダーを構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合（「スイッチング」）には、無手数料とします。ただし、販売会社によってはスイッチングを行わない場合があります。

さらに、販売会社によっては、償還乗換えおよび換金乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金にあたって手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額^{*}を負担していただきます。

^{*}「信託財産留保額」とは、引続きファンドを保有する受益者と解約者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差引いて投資信託財産中に留保する額をいいます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、マネービルダー70は年0.811125%（税抜き 0.7725%）、マネービルダー50は年0.732375%（税抜き 0.6975%）、マネービルダー30は年0.653625%（税抜き 0.6225%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日あるいは毎計算期末の翌営業日、または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受

託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
マネービルダー70	0.105% (税抜き 0.10%)	0.669375% (税抜き 0.6375%)	0.03675% (税抜き 0.035%)	0.811125% (税抜き 0.7725%)
マネービルダー50	0.105% (税抜き 0.10%)	0.590625% (税抜き 0.5625%)	0.03675% (税抜き 0.035%)	0.732375% (税抜き 0.6975%)
マネービルダー30	0.105% (税抜き 0.10%)	0.511875% (税抜き 0.4875%)	0.03675% (税抜き 0.035%)	0.653625% (税抜き 0.6225%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売等の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、マネービルダー70においては、合計で年率1.41%（税抜き）程度、マネービルダー50においては、合計で年率1.26%（税抜き）程度、マネービルダー30においては、合計で年率1.11%（税抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2009年11月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末の翌営業日または信託終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記～の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当

該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
有価証券			
投資証券	ルクセンブルグ	844,299,006	96.86
小計		844,299,006	96.86
その他の資産			
預金・その他	-	37,831,589	4.34
小計		37,831,589	4.34
負債	-	10,427,847	1.20
合計（純資産総額）		871,702,748	100.00

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
有価証券			
投資証券	ルクセンブルグ	577,740,610	96.88
小計		577,740,610	96.88
その他の資産			
預金・その他	-	24,805,572	4.16
小計		24,805,572	4.16
負債	-	6,179,849	1.04
合計（純資産総額）		596,366,333	100.00

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資証券	ルクセンブルグ	235,445,097	96.90
小計		235,445,097	96.90
その他の資産			
預金・その他	-	9,189,440	3.78
小計		9,189,440	3.78
負債	-	1,652,324	0.68
合計（純資産総額）		242,982,213	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

（2009年11月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	FF-JAPAN FUND A	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	1,809,275.74	116.15 210,155,482.00	109.29 197,753,838.00	22.69
2	FF-AMERICA FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	523,502.83	4.12 2,161,445.25	4.32 2,263,102.73	22.54
3	FF-EURO BLUE CHIP FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	112,970.34	12.60 1,423,993.54	13.16 1,487,819.37	22.22
4	FF-US DOLLAR BOND FUND (class1) A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	245,199.77	5.95 1,460,319.15	6.05 1,484,439.40	14.78
5	FF-EURO BOND FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	89,336.37	10.84 968,406.29	10.95 979,126.61	14.63

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

（2009年11月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	FF-US DOLLAR BOND FUND (class1) A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	278,716.64	5.95 1,659,851.73	6.05 1,687,350.53	24.56
2	FF-EURO BOND FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	101,538.12	10.84 1,100,673.25	10.95 1,112,857.79	24.30
3	FF-JAPAN FUND A	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	881,329.54	116.17 102,391,346.00	109.29 96,329,318.00	16.15
4	FF-AMERICA FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	254,987.13	4.12 1,052,843.15	4.32 1,102,309.36	16.05
5	FF-EURO BLUE CHIP FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	55,010.55	12.60 693,440.88	13.16 724,488.94	15.82

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

（2009年11月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	FF-US DOLLAR BOND FUND (class1) A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	158,451.43	5.95 943,631.21	6.05 959,264.95	34.27
2	FF-EURO BOND FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	57,719.35	10.83 625,677.75	10.95 632,604.07	33.90
3	FF-JAPAN FUND A	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	214,750.71	116.15 24,943,459.00	109.29 23,472,252.00	9.66
4	FF-AMERICA FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	62,158.09	4.12 256,526.44	4.32 268,709.42	9.60
5	FF-EURO BLUE CHIP FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	13,412.72	12.59 169,000.27	13.16 176,645.52	9.47

種類別投資比率

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

（2009年11月30日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資証券	外国	96.86
	小計	96.86
合計（対純資産総額比）		96.86

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

（2009年11月30日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資証券	外国	96.88
	小計	96.88
合計（対純資産総額比）		96.88

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

（2009年11月30日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資証券	外国	96.90
	小計	96.90
合計（対純資産総額比）		96.90

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2009年11月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
１期	(2005年10月31日)	227	227	1.0612	1.0612
２期	(2006年10月31日)	813	813	1.2280	1.2280
３期	(2007年10月31日)	1,196	1,196	1.3559	1.3559
４期	(2008年10月31日)	675	675	0.7445	0.7445
５期	(2009年11月２日)	874	874	0.8435	0.8435
	2008年11月末日	652	-	0.7051	-
	2008年12月末日	649	-	0.7018	-
	2009年１月末日	627	-	0.6632	-
	2009年２月末日	644	-	0.6653	-
	2009年３月末日	680	-	0.6923	-
	2009年４月末日	749	-	0.7534	-
	2009年５月末日	797	-	0.7959	-
	2009年６月末日	824	-	0.8143	-
	2009年７月末日	869	-	0.8501	-
	2009年８月末日	884	-	0.8645	-
	2009年９月末日	883	-	0.8571	-
	2009年10月末日	900	-	0.8682	-
	2009年11月末日	871	-	0.8340	-

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり純資産額 （円） （分配落）	1口当たり純資産額 （円） （分配付）
1期	(2005年10月31日)	201	201	1.0540	1.0540
2期	(2006年10月31日)	439	439	1.1890	1.1890
3期	(2007年10月31日)	686	686	1.2919	1.2919
4期	(2008年10月31日)	451	451	0.7762	0.7762
5期	(2009年11月2日)	600	600	0.8804	0.8804
	2008年11月末日	440	-	0.7439	-
	2008年12月末日	449	-	0.7442	-
	2009年1月末日	430	-	0.6991	-
	2009年2月末日	445	-	0.7132	-
	2009年3月末日	468	-	0.7395	-
	2009年4月末日	507	-	0.7917	-
	2009年5月末日	537	-	0.8278	-
	2009年6月末日	558	-	0.8487	-
	2009年7月末日	587	-	0.8811	-
	2009年8月末日	599	-	0.8921	-
	2009年9月末日	602	-	0.8878	-
	2009年10月末日	616	-	0.9028	-
	2009年11月末日	596	-	0.8696	-

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり純資産額 （円） （分配落）	1口当たり純資産額 （円） （分配付）
1期	(2005年10月31日)	115	115	1.0383	1.0383
2期	(2006年10月31日)	211	211	1.1379	1.1379
3期	(2007年10月31日)	326	326	1.2158	1.2158
4期	(2008年10月31日)	209	209	0.7966	0.7966
5期	(2009年11月2日)	246	246	0.9052	0.9052
	2008年11月末日	206	-	0.7736	-
	2008年12月末日	209	-	0.7778	-
	2009年1月末日	197	-	0.7266	-
	2009年2月末日	204	-	0.7530	-
	2009年3月末日	212	-	0.7777	-
	2009年4月末日	225	-	0.8196	-
	2009年5月末日	234	-	0.8481	-
	2009年6月末日	238	-	0.8711	-
	2009年7月末日	247	-	0.8990	-
	2009年8月末日	249	-	0.9064	-
	2009年9月末日	247	-	0.9055	-
	2009年10月末日	252	-	0.9249	-
	2009年11月末日	242	-	0.8935	-

【分配の推移】

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000

【収益率の推移】

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

期	収益率(%)
第1期	6.1
第2期	15.7
第3期	10.4
第4期	45.1
第5期	13.3

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

期	収益率(%)
第1期	5.4
第2期	12.8
第3期	8.7
第4期	39.9
第5期	13.4

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

期	収益率(%)
第1期	3.8
第2期	9.6
第3期	6.8
第4期	34.5
第5期	13.6

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2005年6月20日 ファンドの受益証券の募集開始

2005年6月23日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第 2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、1月1日および12月25日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は2.10%（税抜き 2.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、1月1日および12月25日には解約の受付は行ないません。一部解約の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。（解約価額の基準となるファンドの基準価額は新聞紙上に掲載されますが、解約価額は掲載されませんのでご注意ください。）

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、各ファンドは、それぞれ「MB70」、「MB50」、「MB30」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

計算期間は原則として毎年11月1日から翌年10月31日までとします。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないもの）とします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が１ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないもの）とします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前２段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内

容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、以下に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

有価証券の保管

受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 上記1)にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の

受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(j) 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(l) 有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成し

て、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(q) 投資信託約款に関する疑義の扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(s) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(t) 信託の種類、委託会社および受託会社

ファンドは、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社とします。また、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

なお、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還

金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）、および第5期計算期間（平成20年11月1日から平成21年11月2日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期計算期間 平成20年10月31日現在	第5期計算期間 平成21年11月2日現在
資産の部		
流動資産		
預金	26,249,511	27,454,779
投資証券	655,917,496	847,895,582
派生商品評価勘定	244,783	-
未収入金	42,830,482	8,700,910
その他未収収益	364,173	499,729
流動資産合計	725,606,445	884,551,000
資産合計	725,606,445	884,551,000
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	678,173	14,946
未払金	44,176,334	4,943,407
未払解約金	1,247,137	661,564
未払受託者報酬	177,753	158,897
未払委託者報酬	3,746,438	3,349,091
その他未払費用	483,704	432,397
流動負債合計	50,509,539	9,560,302
負債合計	50,509,539	9,560,302
純資産の部		
元本等		
元本	906,801,945	1,037,306,674
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	231,705,039	162,315,976
（分配準備積立金）	81,562,424	92,054,291
元本等合計	675,096,906	874,990,698
純資産合計	675,096,906	874,990,698
負債純資産合計	725,606,445	884,551,000

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期計算期間 自 平成19年11月１日 至 平成20年10月31日	第５期計算期間 自 平成20年11月１日 至 平成21年11月２日
営業収益		
受取配当金	11,439,864	13,940,270
受取利息	74,427	22,136
有価証券売買等損益	385,369,672	101,364,756
為替差損益	172,268,044	8,092,871
その他収益	5,571,399	4,477,505
営業収益合計	540,552,026	111,711,796
営業費用		
受託者報酬	364,795	278,822
委託者報酬	7,688,450	5,877,022
その他費用	992,662	758,764
営業費用合計	9,045,907	6,914,608
営業利益又は営業損失（ ）	549,597,933	104,797,188
経常利益又は経常損失（ ）	549,597,933	104,797,188
当期純利益又は当期純損失（ ）	549,597,933	104,797,188
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	42,197,768	1,947,843
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	314,093,799	231,705,039
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,329,427	21,433,901
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	21,433,901
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,329,427	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,728,100	54,894,183
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	78,728,100	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	54,894,183
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	231,705,039	162,315,976

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第４期計算期間 自 平成19年11月１日 至 平成20年10月31日	第５期計算期間 自 平成20年11月１日 至 平成21年11月２日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	（１）外貨建取引等の処理基準 同左 （２）計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日および翌日が休日のため、平成20年11月１日から平成21年11月２日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 4 期計算期間 平成20年10月31日現在	第 5 期計算期間 平成21年11月 2 日現在
1．元本の推移		
期首元本額	882,657,545 円	906,801,945 円
期中追加設定元本額	256,709,481 円	212,868,464 円
期中一部解約元本額	232,565,081 円	82,363,735 円
2．計算期間末日における受益権の総数	906,801,945 口	1,037,306,674 口
3．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は231,705,039円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は162,315,976円です。
4．計算期間末日における 1 口当たり純資産額	0.7445 円	0.8435 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 4 期計算期間 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日	第 5 期計算期間 自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,537,312円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（110,539,304円）及び分配準備積立金（74,025,112円）より分配対象収益は192,101,728円（1口当たり0.211845円）ですが、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（16,921,763円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（145,497,838円）及び分配準備積立金（75,132,528円）より分配対象収益は237,552,129円（1口当たり0.229009円）ですが、分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第 4 期計算期間（平成20年10月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	655,917,496	355,631,920
合 計	655,917,496	355,631,920

第 5 期計算期間（平成21年11月 2 日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	847,895,582	98,531,200
合 計	847,895,582	98,531,200

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の状況に関する事項

項 目	第 4 期計算期間 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日	第 5 期計算期間 自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3．取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5．取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第４期計算期間（平成20年10月31日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	26,362,318	-	26,840,352	478,034
ユーロ	15,778,184	-	15,978,323	200,139
買建				
アメリカ・ドル	6,683,729	-	6,755,413	71,684
ユーロ	24,425,443	-	24,598,542	173,099
合 計	73,249,674	-	74,172,630	433,390

第５期計算期間（平成21年11月２日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	2,143,139	-	2,148,602	5,463
ユーロ	6,542,091	-	6,551,574	9,483
合 計	8,685,230	-	8,700,176	14,946

（注）時価の算定方法

- １．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

（１）計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対
顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。

（２）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない
場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して

おります。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
日本・円	FF-JAPAN FUND A	1,714,879.870	199,783,504	-
日本・円 小計		1,714,879.870	199,783,504	
アメリカ・ドル	FF-AMERICA FUND A	525,768.670	2,169,847.300	-
	FF-US DOLLAR BOND FUND (class1) A	242,495.450	1,444,060.400	-
アメリカ・ドル 小計		768,264.120	3,613,907.700 (325,468,527)	
ユーロ	FF-EURO BLUE CHIP FUND A	115,705.600	1,457,890.560	-
	FF-EURO BOND FUND A	89,703.530	972,386.260	-
ユーロ 小計		205,409.130	2,430,276.820 (322,643,551)	
投資証券 合 計			847,895,582 (648,112,078)	
合 計			847,895,582 (648,112,078)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 2 銘柄	100.00%	50.22%
ユーロ	投資証券 2 銘柄	100.00%	49.78%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４期計算期間 平成20年10月31日現在	第５期計算期間 平成21年11月２日現在
資産の部		
流動資産		
預金	18,019,246	18,322,045
投資証券	438,201,839	582,344,804
派生商品評価勘定	184,271	-
未収入金	33,230,955	5,475,528
その他未収収益	211,875	301,027
流動資産合計	489,848,186	606,443,404
資産合計	489,848,186	606,443,404
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	534,289	24,640
未払金	34,854,631	2,806,146
未払解約金	583,381	230,558
未払受託者報酬	113,003	107,736
未払委託者報酬	2,139,882	2,039,965
その他未払費用	307,538	293,181
流動負債合計	38,532,724	5,502,226
負債合計	38,532,724	5,502,226
純資産の部		
元本等		
元本	581,444,041	682,614,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	130,128,579	81,673,243
（分配準備積立金）	45,074,143	56,925,650
元本等合計	451,315,462	600,941,178
純資産合計	451,315,462	600,941,178
負債純資産合計	489,848,186	606,443,404

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期計算期間 自 平成19年11月１日 至 平成20年10月31日	第５期計算期間 自 平成20年11月１日 至 平成21年11月２日
営業収益		
受取配当金	11,621,528	13,235,515
受取利息	45,429	14,528
有価証券売買等損益	190,178,960	65,671,413
為替差損益	113,302,539	6,599,755
その他収益	3,085,138	2,691,916
営業収益合計	288,729,404	75,013,617
営業費用		
受託者報酬	228,424	189,727
委託者報酬	4,325,372	3,592,745
その他費用	621,636	516,330
営業費用合計	5,175,432	4,298,802
営業利益又は営業損失（ ）	293,904,836	70,714,815
経常利益又は経常損失（ ）	293,904,836	70,714,815
当期純利益又は当期純損失（ ）	293,904,836	70,714,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	19,476,421	1,058,613
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	155,214,313	130,128,579
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,913,208	9,901,315
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,901,315
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,913,208	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,827,685	31,102,181
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,827,685	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	31,102,181
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	130,128,579	81,673,243

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第４期計算期間 自 平成19年11月１日 至 平成20年10月31日	第５期計算期間 自 平成20年11月１日 至 平成21年11月２日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	（１）外貨建取引等の処理基準 同左 （２）計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日および翌日が休日のため、平成20年11月１日から平成21年11月２日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 4 期計算期間 平成20年10月31日現在	第 5 期計算期間 平成21年11月 2 日現在
1．元本の推移		
期首元本額	531,665,257 円	581,444,041 円
期中追加設定元本額	173,595,117 円	144,636,599 円
期中一部解約元本額	123,816,333 円	43,466,219 円
2．計算期間末日における受益権の総数	581,444,041 口	682,614,421 口
3．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は130,128,579円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は81,673,243円です。
4．計算期間末日における 1 口当たり純資産額	0.7762 円	0.8804 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 4 期計算期間 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日	第 5 期計算期間 自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（8,898,180円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（72,451,373円）及び分配準備積立金（36,175,963円）より分配対象収益は117,525,516円（1口当たり0.202127円）であります。分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（14,742,377円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（96,711,040円）及び分配準備積立金（42,183,273円）より分配対象収益は153,636,690円（1口当たり0.225071円）であります。分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第 4 期計算期間（平成20年10月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	438,201,839	174,578,469
合 計	438,201,839	174,578,469

第 5 期計算期間（平成21年11月 2 日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	582,344,804	64,287,833
合 計	582,344,804	64,287,833

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の状況に関する事項

項 目	第 4 期計算期間 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日	第 5 期計算期間 自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3．取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5．取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期計算期間（平成20年10月31日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	21,961,150	-	22,359,376	398,226
ユーロ	10,726,653	-	10,862,716	136,063
買建				
アメリカ・ドル	7,124,980	-	7,201,397	76,417
ユーロ	15,219,028	-	15,326,882	107,854
合 計	55,031,811	-	55,750,371	350,018

第5期計算期間（平成21年11月2日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	1,298,433	-	1,301,742	3,309
ユーロ	4,151,995	-	4,173,326	21,331
合 計	5,450,428	-	5,475,068	24,640

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

（1）計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対
顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない
場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して

おります。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
日本・円	FF-JAPAN FUND A	836,784.330	97,485,374	-
日本・円 小計		836,784.330	97,485,374	
アメリカ・ドル	FF-AMERICA FUND A	256,540.060	1,058,740.820	-
	FF-US DOLLAR BOND FUND (class1) A	276,112.000	1,644,246.960	-
アメリカ・ドル 小計		532,652.060	2,702,987.780 (243,431,079)	
ユーロ	FF-EURO BLUE CHIP FUND A	56,448.780	711,254.620	-
	FF-EURO BOND FUND A	102,147.390	1,107,277.700	-
ユーロ 小計		158,596.170	1,818,532.320 (241,428,351)	
投資証券 合 計			582,344,804 (484,859,430)	
合 計			582,344,804 (484,859,430)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 2 銘柄	100.00%	50.21%
ユーロ	投資証券 2 銘柄	100.00%	49.79%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４期計算期間 平成20年10月31日現在	第５期計算期間 平成21年11月２日現在
資産の部		
流動資産		
預金	6,977,236	8,069,259
投資証券	203,395,372	239,104,588
派生商品評価勘定	59,639	-
未収入金	12,529,768	1,060,521
その他未収収益	85,237	106,480
流動資産合計	223,047,252	248,340,848
資産合計	223,047,252	248,340,848
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	224,864	5,419
未払金	12,199,337	597,370
未払解約金	7,104	50,000
未払受託者報酬	50,910	45,508
未払委託者報酬	855,447	764,790
その他未払費用	138,605	123,914
流動負債合計	13,476,267	1,587,001
負債合計	13,476,267	1,587,001
純資産の部		
元本等		
元本	263,086,296	272,609,896
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,515,311	25,856,049
（分配準備積立金）	13,240,638	19,129,808
元本等合計	209,570,985	246,753,847
純資産合計	209,570,985	246,753,847
負債純資産合計	223,047,252	248,340,848

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期計算期間 自 平成19年11月１日 至 平成20年10月31日	第５期計算期間 自 平成20年11月１日 至 平成21年11月２日
営業収益		
受取配当金	7,188,189	7,320,668
受取利息	22,599	6,535
有価証券売買等損益	63,316,127	26,834,775
為替差損益	53,596,560	3,201,341
その他収益	1,224,891	1,022,917
営業収益合計	108,477,008	31,983,554
営業費用		
受託者報酬	104,643	83,205
委託者報酬	1,758,123	1,398,241
その他費用	284,873	226,542
営業費用合計	2,147,639	1,707,988
営業利益又は営業損失（ ）	110,624,647	30,275,566
経常利益又は経常損失（ ）	110,624,647	30,275,566
当期純利益又は当期純損失（ ）	110,624,647	30,275,566
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,146,015	951,410
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	57,912,506	53,515,311
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,723,438	7,777,869
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,777,869
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,723,438	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,672,623	9,442,763
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,672,623	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	9,442,763
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,515,311	25,856,049

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第４期計算期間 自 平成19年11月１日 至 平成20年10月31日	第５期計算期間 自 平成20年11月１日 至 平成21年11月２日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	（１）外貨建取引等の処理基準 同左 （２）計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日および翌日が休日のため、平成20年11月１日から平成21年11月２日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 4 期計算期間 平成20年10月31日現在	第 5 期計算期間 平成21年11月 2 日現在
1．元本の推移		
期首元本額	268,405,190 円	263,086,296 円
期中追加設定元本額	70,972,700 円	47,119,641 円
期中一部解約元本額	76,291,594 円	37,596,041 円
2．計算期間末日における受益権の総数	263,086,296 口	272,609,896 口
3．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は53,515,311円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,856,049円です。
4．計算期間末日における 1 口当たり純資産額	0.7966 円	0.9052 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 4 期計算期間 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日	第 5 期計算期間 自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（5,887,507円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（31,971,795円）及び分配準備積立金（7,353,131円）より分配対象収益は45,212,433円（1口当たり0.171854円）であります。分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,539,444円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（35,633,656円）及び分配準備積立金（11,590,364円）より分配対象収益は54,763,464円（1口当たり0.200886円）であります。分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第 4 期計算期間（平成20年10月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	203,395,372	57,754,123
合 計	203,395,372	57,754,123

第 5 期計算期間（平成21年11月 2 日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	239,104,588	25,788,853
合 計	239,104,588	25,788,853

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の状況に関する事項

項 目	第 4 期計算期間 自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日	第 5 期計算期間 自 平成20年11月 1 日 至 平成21年11月 2 日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3．取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5．取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6．取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期計算期間（平成20年10月31日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	9,664,210	-	9,839,453	175,243
ユーロ	2,637,628	-	2,687,249	49,621
買建				
アメリカ・ドル	3,077,494	-	3,110,501	33,007
ユーロ	5,240,859	-	5,267,491	26,632
合 計	20,620,191	-	20,904,694	165,225

第5期計算期間（平成21年11月2日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
ユーロ	1,055,021	-	1,060,440	5,419
合 計	1,055,021	-	1,060,440	5,419

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対
顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない
場合は、以下の方法によっております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して
おります。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算

期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
日本・円	FF-JAPAN FUND A	205,010.630	23,883,738	-
日本・円 小計		205,010.630	23,883,738	
アメリカ・ドル	FF-AMERICA FUND A	62,889.630	259,545.500	-
	FF-US DOLLAR BOND FUND (class1) A	157,842.640	939,952.920	-
アメリカ・ドル 小計		220,732.270	1,199,498.420 (108,026,828)	
ユーロ	FF-EURO BLUE CHIP FUND A	13,846.660	174,467.910	-
	FF-EURO BOND FUND A	58,391.070	632,959.190	-
ユーロ 小計		72,237.730	807,427.100 (107,194,022)	
投資証券 合 計			239,104,588 (215,220,850)	
合 計			239,104,588 (215,220,850)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 2 銘柄	100.00%	50.19%
ユーロ	投資証券 2 銘柄	100.00%	49.81%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

（2009年11月30日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	882,130,595	円
負債総額	10,427,847	円
純資産総額（ - ）	871,702,748	円
発行済数量	1,045,165,212	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8340	円

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

（2009年11月30日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	602,546,182	円
負債総額	6,179,849	円
純資産総額（ - ）	596,366,333	円
発行済数量	685,758,149	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8696	円

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

（2009年11月30日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	244,634,537	円
負債総額	1,652,324	円
純資産総額（ - ）	242,982,213	円
発行済数量	271,950,999	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8935	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンド

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	234,617,931	20,504,764	214,113,167
第2期	709,139,088	260,662,708	662,589,547
第3期	666,984,403	446,916,405	882,657,545
第4期	256,709,481	232,565,081	906,801,945
第5期	212,868,464	82,363,735	1,037,306,674

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンド

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	236,861,381	45,474,308	191,387,073
第2期	321,864,010	143,881,209	369,369,874
第3期	437,947,611	275,652,228	531,665,257
第4期	173,595,117	123,816,333	581,444,041
第5期	144,636,599	43,466,219	682,614,421

フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンド

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	140,730,693	29,252,780	111,477,913
第2期	222,213,079	147,592,904	186,098,088
第3期	399,141,977	316,834,875	268,405,190
第4期	70,972,700	76,291,594	263,086,296
第5期	47,119,641	37,596,041	272,609,896

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2009年11月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモ

ニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託132本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,854,087,689,805円です。

3【委託会社等の経理状況】

委託会社の財務諸表は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第22期 （平成20年3月31日現在）			第23期 （平成21年3月31日現在）		
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
現金・預金			701,950			457,408	
前払費用			154,012			196,449	
未収委託者報酬			5,981,897			3,351,037	
未収収益			1,220,531			662,964	
未収入金	* 1		488,389			894,622	
立替金			283,086			222,426	
繰延税金資産			1,868,041			935,773	
短期貸付金	* 1		9,840,000			9,270,000	
未収還付法人税等			-			197,489	
未収還付消費税等			-			228,772	
流動資産計			20,537,908	87.1		16,416,944	85.3
固定資産							
無形固定資産			7,487	0.0		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
投資その他の資産			3,039,964	12.9		2,826,510	14.7
投資有価証券		1,853			3,471		
長期差入保証金		771,239			874,052		
会員預託金		27,430			26,430		
繰延税金資産		2,239,440			1,922,556		
固定資産計			3,047,451	12.9		2,833,998	14.7
資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

有価証券報告書（内国投資信託）

期別		第22期 （平成20年3月31日現在）			第23期 （平成21年3月31日現在）			
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	
（負債の部）								
流動負債								
預り金	* 1		14,152			33,911		
未払金			3,662,236			1,918,022		
未払手数料		2,531,153			1,415,082			
その他未払金		1,131,083			502,939			
未払費用			1,896,516			1,210,915		
未払法人税等			71,597			-		
未払消費税等			200,480			-		
賞与引当金			3,010,901			1,626,866		
流動負債計				8,855,885	37.6		4,789,715	24.9
固定負債								
長期賞与引当金			1,111,793			1,135,406		
退職給付引当金			4,383,632			3,581,242		
長期未払費用			114,129			-		
固定負債計			5,609,555	23.8		4,716,648	24.5	
負債合計			14,465,440	61.4		9,506,364	49.4	
（純資産の部）								
株主資本								
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	5.2	
利益剰余金			8,119,921	34.4		8,744,868	45.4	
その他利益剰余金								
繰越利益剰余金		8,119,921			8,744,868			
株主資本合計			9,119,921	38.6		9,744,868	50.6	
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金			3	0.0		289	0.0	
評価・換算差額等合計			3	0.0		289	0.0	
純資産合計			9,119,918	38.6		9,744,578	50.6	
負債・純資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0	

（２）【損益計算書】

期別		第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			30,293,085			20,065,182	
その他営業収益			10,304,276			6,472,679	
営業収益計			40,597,362	100.0		26,537,861	100.0
営業費用							
支払手数料			12,918,756			8,760,856	
広告宣伝費			1,213,161			414,173	
公告料			1,708			864	
受益証券発行費			4,559			1,837	
調査費			4,492,154			3,334,172	
調査費		593,336			666,611		
委託調査費		3,898,817			2,667,561		
営業雑経費			235,224			256,629	
通信費		52,579			45,146		
印刷費		158,047			181,167		
協会費		18,876			27,746		
諸会費		5,722			2,569		
営業費用計			18,865,566	46.5		12,768,533	48.1
一般管理費							
給料			8,338,428			4,930,791	
役員報酬		512,540			424,304		
給料・手当		3,804,933			3,705,312		
賞与		4,020,955			801,174		
福利厚生費			2,037,434			1,099,112	
交際費			53,849			23,400	
旅費交通費			290,874			186,651	
租税公課			86,121			58,534	
弁護士報酬			54,653			41,810	
不動産賃借料・共益費			733,150			654,698	
支払ロイヤリティ			204,294			345,440	
退職給付費用			1,288,984			209,286	
消耗器具備品費			73,578			67,201	
事務委託費			5,695,165			4,076,521	
諸経費			457,572			440,388	
一般管理費計			19,314,108	47.6		12,133,838	45.7
営業利益			2,417,687	6.0		1,635,490	6.2

期別		第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	*1						
受取利息			89,618			136,208	
保険配当金			11,056			12,678	
為替差益			-			5,421	
雑益			116,656			1,290	
営業外収益計			217,330	0.5		155,599	0.6
営業外費用							
寄付金			27,376			5,315	
為替差損			8,035			-	
雑損			6,360			94,376	
営業外費用計			41,772	0.1		99,692	0.4
経常利益			2,593,245	6.4		1,691,397	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			-			4	
退職給付引当金戻入益			-			383,190	
賞与引当金戻入益			-			418,216	
特別利益計			-	-		801,411	3.0
特別損失							
特別退職金			-			570,633	
過年度賞与引当金繰入			2,581,659			-	
事務過誤損失			48,251			4,155	
投資有価証券売却損			23,162			-	
その他			254			-	
特別損失計			2,653,328	6.5		574,789	2.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			60,082	0.1		1,918,019	7.2
法人税、住民税及び事業税			933,203	2.3		43,925	0.2
法人税等調整額			839,364	2.1		1,249,147	4.7
当期純利益又は当期純損失 （ ）			153,921	0.4		624,946	2.4

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	-	-	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		153,921	153,921	153,921			153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					3	3	3
事業年度中の変動額合計		153,921	153,921	153,921	3	3	153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918
事業年度中の変動額							
当期純利益		624,946	624,946	624,946			624,946
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					286	286	286
事業年度中の変動額合計		624,946	624,946	624,946	286	286	624,660
平成21年3月31日残高	1,000,000	8,744,868	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578

重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時 価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、総平均法によっておりま す。） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上して おります。 過去勤務債務については、その発 生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の年数（10年）による按分額 を定額法により費用処理していま す。 数理計算上の差異については、発 生年度に全額費用処理しておりま す。	(1) 貸倒引当金 - (2) 退職給付引当金 同左

項目	第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する 賞与の支払に充てるため、支払見 込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しておりま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計処理方法の変更

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額確定時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より当該プランに基づき計算された当事業年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の合理的見積りが可能となったことから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 （平成20年3月31日現在）	第23期 （平成21年3月31日現在）												
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>270,973千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,840,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>368,402千円</td></tr> </table> *2 偶発債務 当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。	未収入金	270,973千円	短期貸付金	9,840,000千円	未払金	368,402千円	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>660,620千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,270,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>79,371千円</td></tr> </table> -	未収入金	660,620千円	短期貸付金	9,270,000千円	未払金	79,371千円
未収入金	270,973千円												
短期貸付金	9,840,000千円												
未払金	368,402千円												
未収入金	660,620千円												
短期貸付金	9,270,000千円												
未払金	79,371千円												

（損益計算書関係）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

第22期（自平成19年4月 1 日 至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月 1 日 至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第22期（平成20年3月31日現在）

1．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	100	91	8
小計	100	91	8
合計	100	91	8

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
其他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

３．当事業年度中に売却した其他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
352,337	-	23,162

第23期（平成21年3月31日現在）

１．其他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
其他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

３．当事業年度中に売却した其他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

（デリバティブ取引関係）

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 （平成20年3月31日現在）	第23期 （平成21年3月31日現在）																																																								
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>4,337,498千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>4,337,498千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>46,134千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>4,383,632千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>4,383,632千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>1,387,973千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>35,258千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>432,360千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>10,175千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>339,093千円</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>1,319,790千円</td></tr> </table> （注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,337,498千円	(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円	(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円	(5) 退職給付引当金	4,383,632千円	(1) 勤務費用	1,387,973千円	(2) 利息費用	35,258千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円	(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>3,551,310千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>3,551,310千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>29,932千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>3,581,242千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>3,581,242千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>255,065千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>26,951千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>21,321千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>16,202千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>244,493千円</td></tr> </table> （注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	3,551,310千円	(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円	(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円	(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円	(5) 退職給付引当金	3,581,242千円	(1) 勤務費用	255,065千円	(2) 利息費用	26,951千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	244,493千円	(1) 割引率	1.8%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,337,498千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,383,632千円																																																								
(1) 勤務費用	1,387,973千円																																																								
(2) 利息費用	35,258千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円																																																								
(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円																																																								
(1) 割引率	2.0%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								
(1) 退職給付債務	3,551,310千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円																																																								
(5) 退職給付引当金	3,581,242千円																																																								
(1) 勤務費用	255,065千円																																																								
(2) 利息費用	26,951千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	244,493千円																																																								
(1) 割引率	1.8%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,783,700千円	1,487,074千円
賞与引当金	1,677,524千円	1,114,005千円
未払費用否認	518,745千円	231,199千円
その他	127,512千円	373,819千円
繰延税金資産小計	4,107,482千円	3,206,099千円
評価性引当額	-	347,768千円
繰延税金資産合計	4,107,482千円	2,858,330千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)														
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	<table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>6.44%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>18.13%</td></tr> <tr> <td>過年度法人税等</td><td>2.21%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.05%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>67.42%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	6.44%	評価性引当額	18.13%	過年度法人税等	2.21%	その他	0.05%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.42%
法定実効税率	40.69%														
(調整)															
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.44%														
評価性引当額	18.13%														
過年度法人税等	2.21%														
その他	0.05%														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.42%														

（関連当事者との取引）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 229,392	未収入金	204,851
								共通発生経費受取額（注2）	6,939		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額（注2）	982,772		
								金銭の貸付（注3）	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取（注3）	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

（２）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,642,759	未払金	439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注２）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注３）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ・ベンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有 間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有 直接 100%	兼任 1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額 455,995円92銭	1株当たり純資産額 487,228円92銭
1株当たり当期純損失 7,696円08銭	1株当たり当期純利益 31,247円32銭
（注） 1．潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	（注） 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純損失 153,921千円 普通株式に係る当期純損失 153,921千円	損益計算書上の当期純利益 624,946千円 普通株式に係る当期純利益 624,946千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 20,000株	普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		641,091	
未収委託者報酬		4,224,622	
未収収益		946,290	
未収入金		286,490	
繰延税金資産		1,168,529	
短期貸付金		8,070,000	
その他		305,304	
流動資産計		15,642,329	76.1
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		2,012,873	
長期差入保証金		647,527	
会員預託金		1,230	
繰延税金資産		2,239,088	
投資その他の資産計		4,900,719	23.8
固定資産計		4,908,206	23.9
資産合計		20,550,535	100.0

期別		第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払金		2,500,271	
未払費用		739,877	
未払法人税等		68,563	
賞与引当金		2,312,404	
その他	* 1	64,111	
流動負債計		5,685,227	27.7
固定負債			
長期賞与引当金		1,824,941	
退職給付引当金		3,669,620	
固定負債計		5,494,561	26.7
負債合計		11,179,789	54.4
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	4.9
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		8,361,634	40.7
株主資本合計		9,361,634	45.6
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		9,111	0.0
評価・換算差額等合計		9,111	0.0
純資産合計		9,370,746	45.6
負債・純資産合計		20,550,535	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		9,019,766	
運用受託報酬		2,158,131	
営業収益計		11,177,897	100.0
営業費用及び一般管理費		11,885,592	106.3
営業損失		707,695	6.3
営業外収益		85,320	
営業外費用		5,885	
経常損失		628,260	5.6
特別利益		-	0.0
特別損失		5,555	0.0
税引前中間純損失		633,815	5.7
法人税、住民税及び事業税		298,706	
法人税等調整額		549,288	4.9
中間純損失		383,233	3.4

(3)中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

（千円）

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合 計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利益 剰余金				
		繰越利益 剰余金				
前期末残高	1,000,000	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578
中間会計期間中の 変動額						
中間純損失		383,233	383,233			383,233
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）				9,401	9,401	9,401
中間会計期間中の 変動額合計	-	383,233	383,233	9,401	9,401	373,832
当中間期末残高	1,000,000	8,361,634	9,361,634	9,111	9,111	9,370,746

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を適用しております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日現在
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

（リース取引関係）

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上 額（千円）	差額（千円）
その他	2,002,000	2,011,111	9,111
合計	2,002,000	2,011,111	9,111

2．時価のない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券	
非上場株式	1,761
合計	1,761

（デリバティブ取引関係）

第24期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間
自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日

1株当たり純資産額 468,537円32銭

1株当たり中間純損失 19,161円69銭

（注）

1．潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2．1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失 383,233千円

普通株式に係る中間純損失 383,233千円

普通株主に帰属しない金額の主な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2009年 9 月末日現在)	事業の内容
受託会社	住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
< 参考情報 > 再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	
販売会社	フィデリティ証券株式会社	4,207百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2009年 1 月30日	有価証券報告書
2009年 1 月30日	有価証券届出書
2009年 7 月30日	半期報告書
2009年 7 月30日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大畑 茂
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンドの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンドの平成20年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンドの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンドの平成20年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大畑 茂
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンドの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンドの平成20年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンドの平成20年11月1日から平成21年11月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・マネービルダー・アロケーション70・ファンドの平成21年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	和田 渉
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンドの平成20年11月1日から平成21年11月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・マネービルダー・アロケーション50・ファンドの平成21年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	和田 渉
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンドの平成20年11月1日から平成21年11月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・マネービルダー・アロケーション30・ファンドの平成21年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 梅 木 典 子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。